

退職後の国民年金制度

国民年金の被保険者の種類

第1号 被保険者	国内に居住する農林漁業従事者、自営業者等で20歳以上60歳未満の者
第2号 被保険者	公務員、会社員等で、共済年金、厚生年金の加入者
第3号 被保険者	第2号被保険者の被扶養者となっている配偶者で20歳以上60歳未満の者

国民年金等への加入（退職者）

退職時の年齢が20歳以上60歳未満の組合員が、退職後、被用者年金制度（厚生年金、共済年金など）に加入しないときは、14日以内に居住地の市区町村で国民年金第1号被保険者の加入手続きをしてください。

退職後、被用者年金制度に加入の配偶者の被扶養者になる場合は、各事業所で第3号被保険者の手続きをしてください。

第3号被保険者の手続き

共済組合員の被扶養者に認定されている配偶者（20歳以上60歳未満の者に限る。）は、第3号被保険者として国民年金に加入していますが、組合員の退職に伴いその資格を喪失することになりますので、組合員が退職後、14日以内に居住地の市区町村で国民年金第1号被保険者の手続きをしてください。

ただし、組合員が退職後、再就職をし被用者年金制度に加入する場合は、各事業所で第3号被保険者の手続きをしてください。

☆ 国民年金制度の詳細については、近くの年金事務所又は居住地の市区町村にお問い合わせください。

